

衆科委177閉第1号
平成23年9月2日

経済産業大臣
海江田 万里 殿

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長
川 内 博 史

書類提出要求について

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会理事会の協議に基づき、下記書類の提出を要求いたします。

記

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件の調査
に関して

(書類については別紙参照)

政府は、事故原因の徹底的検証のため、東京電力株式会社に対し、当該資料の提出を求め、政府が、当該資料を9月7日(水)正午、本委員会理事会に提出するよう要求する。

(別 紙)

「原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—」（平成 23 年 6 月）では、「原子炉施設の安全上重要な設備や機器については、地震による大きな損壊は、現在までのところ確認されていない」と報告している。

地震発生から津波襲来までの間に、本当に安全上重要な設備や機器が損壊しなかったのであれば、それを科学的に証明するすべての証拠を提出されたい。

特に、東京電力福島第一原子力発電所 1 号機に係る下記の資料については、必ず提出されたい。

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の「事故時運転操作手順書」に加えてシビアアクシデント発生時における手順書
- 2 GE 社の非常用復水器の設計時における性能計算書及び操作マニュアル
- 3 直近に事故時運転操作手順書を改訂した 2010 年 1 月 16 日及び同年 7 月 7 日に 1 号機で行われていた作業内容
- 4 過去 40 年間ににおける東京電力福島第一原子力発電所の事故時運転操作手順書及びシビアアクシデント発生時における手順書の改訂日及び改訂内容の履歴
- 5 シビアアクシデント発生時等に備えて実施していた訓練の実施日及び実施内容
- 6 本年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により発生した福島第一原子力発電所事故に関して、
 - ① 1 のマニュアルに記載している対処方法と、地震発生後に現場の作業員が実際に行った操作内容とを時系列的に比較できる資料
 - ② 地震発生後の対応について作業員にヒアリングを行ったのであれば、その発言録
- 7 非常用復水器が圧力調整装置であることを証明するもの

以 上